

平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(中小事業者等による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業)

平成 30 年度 エコアクション 2 1 CO₂ 削減プログラム
事業実施規程

一般財団法人 持続性推進機構

1. 目的

本規程は、中小事業者等による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業（以下、「本事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、中小事業者等における環境経営体制構築を広め、CO₂削減量の算定や持続可能な排出量削減を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

- Eco-CRIP（エコクリップ）

平成 28 年度に環境省が策定した「エコアクション 2 1 CO₂ 削減プログラム」を指す。（Eco-CRIP：
“**E**co-**A**ction**21** **C**O₂ **R**eduction **I**nitiative **P**rogram”）

- EMS

全体的なマネジメントシステムの一部で、環境方針を作成し、実施し、達成し、見直しかつ維持するための組織の体制、計画活動、責任、慣行、手順、プロセス及び資源を含むもの。

- 補助事業者

本事業を統括し、間接補助事業者に対して間接補助金を交付する者。

- 間接補助事業者

地域において、本事業の実務全般を担当する者。

- 支援相談人

省エネルギー・環境経営の専門家として補助事業者より委嘱を受けた者。

- 参加事業者

本事業への参加を採択された、省エネルギー・CO₂排出削減及び EMS 構築に取り組む中小事業者等。

3. 本事業について

3.1. 概要

本事業は、間接補助事業者が参加事業者に対して、支援相談人を派遣し、省エネルギー・CO₂排出削減

の取組と、持続的かつ組織的な CO₂ 削減活動を実施できる環境経営体制の構築支援事業に対して、補助事業者が補助を行う事業である。

環境経営体制の構築にあたっては、支援相談人及び参加事業者は、「Eco-CRIP の手引き」に基づいて、その支援及び取組を行う。支援は、参加事業者の希望に基づき、省エネルギー・CO₂ 排出削減に特化した「初歩的な環境経営体制構築のための取組に対する支援」（5 回支援）、または、省エネルギー・CO₂ 排出削減に加えて、その他の環境負荷低減についても取り組み、EMS の第三者認証取得を行う「より高度な環境経営体制構築のための取組に対する支援」（5 回支援又は 3 回支援）の 3 種類のいずれかとする。

本事業は、本来であれば参加事業者が負担すべき、間接補助事業者の業務費、支援相談人のコンサルタント料を、間接補助金を原資として賄うことで、参加事業者が無料で支援を受けることができる。なお、要件を満たした参加事業者に対しては、内部人件費の一部を補填する。

3.2. 目的

本事業の第一の目的は、参加事業者の省エネルギー・CO₂ 排出削減の取組に対する支援を行い、取組期間中における CO₂ 排出量を削減することである。第二の目的は、参加事業者が環境経営体制を構築することにより、更には EMS の第三者認証を取得することにより、持続的な CO₂ 排出削減を担保することである。

3.3. 補助事業者の業務

補助事業者は、本事業全体を統括し、以下の業務を行う。

- ① 事業実施規程、交付規程、本事業の遂行に必要な規則等の策定
- ② 間接補助事業者の採択、及び、支援相談人の委嘱
- ③ 間接補助事業者に対する本事業に係る説明、及び、本事業に関する問い合わせ等への対応
- ④ 各間接補助事業者による事業実施結果に関する報告受理、及び把握された CO₂ 排出削減量の取りまとめ及び分析
- ⑤ 本事業の周知
- ⑥ 間接補助金の交付
- ⑦ 間接補助事業者の管理監督
- ⑧ 本事業に関する国への報告
- ⑨ その他本事業の遂行に必要な事項

3.4. 間接補助事業者の業務

間接補助事業者は、各担当地域における本事業の実施全般を担い、以下の業務を行う。

- ① 本事業の周知
- ② 支援相談人に対する本事業に係る説明及び本事業に係る連絡及び調整
- ③ 参加事業者、支援相談人、及びその他の者からの本事業に関する問い合わせ対応
- ④ 参加事業者の採択
- ⑤ 参加事業者に派遣する支援相談人の選任
- ⑥ 支援相談人による支援状況、支援報告及び CO₂ 排出量算定結果の確認

- ⑦ 補助事業者に対する、地域における事業の進捗状況、事業の実施結果、その他本事業の遂行に必要な事項についての報告
- ⑧ 支援相談人のコンサルタント料及び要件を満たした参加事業者に対する人件費補填分の支払い
- ⑨ 支援相談人の管理監督
- ⑩ その他担当地域における本事業の遂行に必要な事項

3.5. 支援相談人の業務

支援相談人は、参加事業者の事業所等において、Eco-CRIP の手引きに基づき、省エネルギー・CO₂排出削減及び環境経営体制構築の取組に対する支援を実施し、以下の業務を行う。

- ① 本事業の周知
- ② 消灯、空調管理、待機電力削減、エコドライブ、重機のエコ運転等、多くの業種業態に共通し、投資の必要が無く、即効性が高い省エネルギー・CO₂排出削減の取組に対する支援
- ③ 参加事業者の業種業態に即した、本業に関連する省エネルギー・CO₂排出削減の取組に対する支援
- ④ 参加事業者が独自で自社のエネルギー使用量を把握し、CO₂排出量を算定する手法の習得支援
- ⑤ 参加事業者による持続的な CO₂ 排出削減を担保することを目的とした、環境経営体制構築の取組に対する支援
- ⑥ 参加事業者に対する戸別訪問支援毎の、間接補助事業者に対する、支援内容の具体的かつ適切な報告
- ⑦ 参加事業者における取組及び支援の結果として、間接補助事業者に対する、取組及び支援期間と前年同期間の CO₂ 排出量及び経済的効果の算定結果報告
- ⑧ その他本事業の遂行に必要な事項

3.6. 間接補助金

補助事業者は、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業）交付規程、別表第1の基準額及び交付額の算定方法に基づき、完了した支援件数に応じた間接補助金を、間接補助事業者に一括して給付する。

間接補助事業者は、給付された間接補助金を原資として、間接補助事業者業務費、支援相談人コンサルタント料、及び、要件を満たした参加事業者の内部人件費補填額を、それぞれに配分する。配分額及び参加事業者が内部人件費の補填を受ける要件等は、本規程別紙1に定める。

4. 間接補助事業者の採択に関する審査基準、審査体制、及びその採択の方法

4.1. 間接補助事業者の必要要件

間接補助事業者は、以下の全てを満たす EMS の第三者認証に係わる事務局（以下、「EMS 事務局」という。）とする。

- ① EMS 事務局として 2 年以上の経験年数を持ち、かつ、100 社以上の担当事業者を持つこと。
- ② EMS 事務局として担当する事業者のうち、非正規雇用者を含む従業員数が 100 人未満である事業者の割合が 80%以上であること。

4.2. その他の間接補助事業者の要件

- ① 本事業の普及活動に積極的に取り組み、地方公共団体、地域の経済団体等の第三者と連携が可能であり、一定数の参加事業者の獲得が見込めること。
- ② 間接補助事業の経理処理をその他の経理と明確に区別して管理できること。
- ③ 補助事業者の指示、依頼に適切に従うとともに、本規程 3.4.に定める業務を、適切に遂行すること。
- ④ 本事業に関する資料（Eco-CRIP の手引き、各規定及び様式、その他資料等）を理解する能力を有すること。
- ⑤ 参加事業者、支援相談人及び補助事業者とのコミュニケーション能力を有すること。

4.3. 間接補助事業者の採択に関する審査基準

- ① 申請内容に基づき 4.1.、4.2.①及び②、並びに、以下の項目を評点化し、順位付けを行う。
 - (a) 本事業に対する理解度
 - (b) 本事業に従事する者の関連業務の経験年数
 - (c) 専門性、活動地域を勘案し、かつ、公平性に配慮した支援相談人の選任
 - (d) 支援相談人に対する本事業の説明方法
 - (e) 支援相談人から受ける報告などの確認体制及び方法
 - (f) 申請内容の実現可能性
- ② 評点化の結果を踏まえ、地域性も勘案し、総合的に採否を判断する。なお、過去の本事業又は実証事業に参画した実績のある EMS 事務局の場合は、その実績についても採否の判断に含める。

本項の評点化に関する配点は、本規程別紙 2 に定める。

4.4. 間接補助事業者の採択に関する審査体制及び採択の方法

- ① 公募（補助事業者が実施）
- ② 書面審査（補助事業者が実施）

申請内容を本規程 4.3①に基づき採点する。
- ③ 採否決定（補助事業管理委員会での審議結果に基づき、補助事業者が決定）

前項の結果及び申請内容に基づき、総合的に採否を決定する。

なお、採択された間接補助事業者が、補助事業者が開催する間接補助事業者向け説明会に参加しなかった場合は、採択を取り消す場合がある。

5. 支援相談人の委嘱に関する審査基準、審査体制、及び委嘱の方法

5.1. 支援相談人の要件

支援相談人は、EMS の第三者認証における審査の担当が可能な資格を有する者であって、以下の要件を満たす者とする。

- ① 省エネルギー手法に関する知識を一定程度持つ者。
- ② 中小事業者等における、省エネの取組、活動、省エネ診断、温室効果ガスの検証、EMS 構築支援、

コンサルティングあるいは EMS の第三者認証における審査に一定の経験を有すること。本規程 3.5. に定める業務を、別途間接補助事業者あるいは補助事業者が定める期日までに、適切に遂行できること。

5.2. 支援相談人の委嘱に関する審査基準

- ① 平成 28 及び 29 年度の本事業又は平成 27 年度の Eco-CRIP 支援相談人試験に合格実績がない者
 - (a) 申請内容に基づき、本規程 5.1.①及び②を満たす実績を持つと認められること。
 - (b) 省エネルギー手法、Eco-CRIP の手引き、CO₂排出量算定方法、中小事業者等の支援等に関する筆記試験を受験し、一定の点数を獲得すること。
- ② 平成 28 及び 29 年度の本事業又は平成 27 年度の Eco-CRIP 支援相談人試験に合格実績がある者
これらの者であって、本規程 5.1.の要件を全て満たす者は、既に書面審査及び筆記試験に合格した者であることから、特段の審査基準を設けない。ただし、過去 3 年間の Eco-CRIP 事業における実績、活動地域等を総合的に判断し、委嘱を認めない場合がある。

5.3. 支援相談人の委嘱に関する審査体制及びその方法

- ① 平成 28 及び 29 年度の本事業又は平成 27 年度の Eco-CRIP 支援相談人試験に合格実績がない者
 - (a) 公募（補助事業者が実施）
 - (b) 要件確認（補助事業者が実施）
申請内容から、本規程 5.1.の EMS の第三者認証における審査の担当が可能な資格を有する者であることを確認する。
 - (c) 書面審査（補助事業者が委託する、第三者の EMS 専門家及び省エネルギーの専門家が実施）
本規程 5.2.①(a)に基づき、筆記試験受験者を選定する。
 - (d) 筆記試験（補助事業者が実施）
 - (e) 合否判定（補助事業者が委託する、第三者の EMS 専門家及び省エネルギーの専門家が実施）
本規程 5.2.①に基づき、前項及び前前項の結果を総合的に判断し、合否を判定し、委嘱候補を選定する。
 - (f) 委嘱決定（補助事業管理委員会での審議結果に基づき、補助事業者が決定）
本規程 5.2.①に基づき、前項における専門家の判定結果を踏まえて、委嘱候補者の委嘱の可否を決定する。
- ② 平成 28 及び 29 年度の本事業又は平成 27 年度の Eco-CRIP 支援相談人試験に合格実績がある者
 - (a) 公募（補助事業者が実施）
 - (b) 委嘱決定（補助事業者が実施）
申請内容から、支援相談人試験の合格実績、並びに、過去 3 年間の Eco-CRIP 事業における実績及び活動地域等を踏まえ、本規程 5.1.に基づき総合的に判断し委嘱する。

6. 参加事業者の採択に関する審査基準、審査体制、及びその採択の方法

6.1. 参加事業者の要件

参加事業者は、CO₂排出量削減と事業発展の両立を図りたい中堅・中小事業者等であって、以下に定める要件を満たす事業者等とする。なお、事業者の業種業態は問わない。

- ① EMS の第三者認証を過去に一度も取得したことがなく、現在も取得していない中小事業者等。
- ② Eco-CRIP の戸別訪問支援を、過去に一度も受けたことがない中小事業者等。
- ③ 平成 29 年 6 月 1 日以降平成 30 年 12 月 31 日までの期間において、事務所等の移転あるいは拡充又は縮小、生産設備等の増強又は縮減、新規事業への進出又は撤退等の大幅な事業環境、事業活動量等の変化のない中小事業者等。
- ④ 平成 29 年 6 月 1 日以降平成 30 年 12 月 31 日までの期間における、エネルギー使用量等の CO₂ 排出量の把握に必要なデータの月別実測値を把握することが可能であり、かつ、支援相談人及び間接補助事業者に対して開示が可能な中小事業者等
(注意：他の組織、自宅等と電気メーター等を共有しておりエネルギー使用量を按分している場合等、正確な自社事業活動におけるエネルギー使用量を把握できない場合等は、本要件を満たさない。)
- ⑤ 平成 29 年 6 月 1 日以降平成 30 年 12 月 31 日までの期間における、売上高、完成工事高、生産量、処理量、走行距離等の事業活動量に密接に関係するデータを把握することが可能であり、かつ、支援相談人及び間接補助事業者に対して開示が可能な中小事業者等。

6.2. 参加事業者の採択に関する審査基準

- ① 本規程 6.1. の全ての要件を満たしていること。

6.3. 参加事業者の採択に関する審査体制及びその方法

参加事業者の採択及びその審査は、間接補助事業者が実施する。

- ① 公募
- ② 審査

参加申込の内容から、本規程 6.1. の要件全てを満たしていることを確認する。なお、本規程 6.1. の要件を満たしていない可能性がある場合は、参加を希望する中小事業者等に対してヒアリングを行う、訪問する、ホームページを確認する等により、要件を満たしていることを確認する。

- ③ 採択

前項の要件全てを満たしていることを確認した段階で、参加事業者として採択し、その旨を事業者に通知する。

7. 間接補助事業者が派遣する支援相談人の選任基準及び選任の方法

7.1. 参加事業者に派遣する支援相談人の選任基準

- ① 支援相談人の経歴、専門性等が、参加事業者の業種と適合している、あるいは、親和性があること。
- ② 原則として、支援相談人の居住地、活動地域等が、参加事業者の事業所等と可能な限り隣接していること。
- ③ 特定の支援相談人に偏ることなく、支援機会の公平性を勘案すること。

7.2. 参加事業者に派遣する支援相談人の選任の方法

参加事業者に派遣する支援相談人の選任は、間接補助事業者が実施する。なお、間接補助事業者は、支援相談人に対して、対面又はその他の方法で本事業に関する説明を行う。また、間接補助事業者は派遣に先立ち、支援相談人より本事業に関する支援担当承諾書を受領する。

① 派遣候補の選定

本規程 7.1.に基づき、適切な派遣候補を選定する。

② 派遣候補との調整

派遣候補に対して、参加事業者の支援場所、業種業態、規模等の情報を提供し、派遣を打診する。

③ 派遣する支援相談人の選任

派遣候補が、派遣を受諾することで、選任が完了する。

8. 参加事業者による CO₂ 排出削減及び環境経営体制の構築のための取組内容・取組結果の報告期間並びに支援の内容

参加事業者による取組内容は、第一に、省エネルギー・CO₂ 排出削減のための取組とし、第二に、環境経営体制の構築であり、両者は原則として「Eco-CRIP の手引き」に準ずる。

参加事業者は、参加申込時に、以下に示す 3 種類の支援パターンのいずれかを選択し、支援相談人による原則 5 回の戸別訪問支援（1 回の訪問は、3 時間程度。）を受けながら取組を行う。参加事業者は、いずれの支援パターンを選択した場合であっても、事業活動に供する全てのエネルギー使用量を把握するとともに、最低限、消灯、空調管理、待機電力削減、エコドライブ、重機のエコ運転等の省エネルギーの取組を行い、事業活動からの直接的な CO₂ 排出の削減に努め、かつ、環境経営体制の構築に取り組む。

参加事業者は、取組の結果として、取組期間及び前年同期比の CO₂ 排出量を、支援相談人を通じて、間接補助事業者に対して報告しなければならない。その報告期間は、原則として 3 ヶ月間とする。ただし、支援開始時期等によって、間接補助事業者がやむを得ないと判断した場合は、少なくとも 1 ヶ月以上とする。

8.1. 支援パターン A：初歩的な環境経営体制構築のための取組に対する支援

支援パターン A は、省エネルギー・CO₂ 排出削減に特化した簡易的な環境経営体制の構築を行う支援パターンである。支援パターン A の戸別訪問支援回数は 5 回とする。

8.2. 支援パターン B5：より高度な環境経営体制構築のための取組に対する支援

支援パターン B5 は、省エネルギー・CO₂ 排出削減に取り組むとともに、その他の環境負荷低減につい

でも取り組み、より高度な環境経営体制として EMS の第三者認証の取得を目指す支援パターンである。支援パターン B5 の戸別訪問支援回数は 5 回とする。

8.3. 支援パターン B3：より高度な環境経営体制構築のための取組に対する支援

支援パターン B3 は、省エネルギー・CO₂排出削減に取り組むとともに、その他の環境負荷削減についても取り組み、より高度な環境経営体制として EMS の第三者認証の認証を目指す事業者であって、かつ EMS に対する一定の知識を持ち、比較的容易に環境経営体制の構築が可能であると間接補助事業者が判断した参加事業者に限り、選択が可能な支援パターンである。支援パターン B3 の戸別訪問支援回数は 3 回とする。なお、取組内容及び支援は、支援パターン B5 に準ずる。

なお、参加事業者は、間接補助事業者への申請によって、随時、支援パターンを変更することができる。

9. 支援相談人による支援の内容及び報告書の提出

9.1. 支援報告書

支援相談人は、各戸別訪問支援を実施した都度、間接補助事業者に対して、支援報告書を提出する。報告にあたっては、省エネルギー・CO₂排出削減に関する具体的な取組が第三者にも確実に読み取れるよう、以下の内容について具体的に報告しなければならない。

- ① 消灯、空調管理、待機電力削減、エコドライブ、重機のエコ運転等、多くの業種業態に共通し、投資の必要が無く、即効性が高い省エネルギー・CO₂排出削減の取組に対する支援及び取組状況
- ② 参加事業者の業種業態に即した、本業に関連する省エネルギー・CO₂排出削減の取組に対する支援及び取組状況
- ③ 説明や支援に供した資料、手法、ツール等の名称、取組を行った設備、機器、実施場所等の名称等
- ④ 説明、助言等に対する参加事業者の検討事項、判断の結果、行動及び取組等
- ⑤ 取組の定着状況
- ⑥ 参加事業者の取組における課題とその改善策、あるいは、支援終了後の取組及び CO₂排出量の削減見込み
- ⑦ 最終戸別訪問支援回における、参加事業者による、支援相談人が規定回数の戸別訪問支援を実施した証明

なお、支援相談人は、支援パターン A の場合は報告様式 A-1-1 を、支援パターン B5 及び B3 の場合は報告様式 A-1-2 を、それぞれ用いて、間接補助事業者に報告を行う。

9.2. CO₂算定結果報告書

支援相談人は、規定回数の戸別訪問支援完了後、間接補助事業者に対して、CO₂算定結果報告書を提出する。報告にあたっては、CO₂排出量の増減の要因分析に関して、専門的な観点から、以下の点を遵守して、報告しなければならない。

- ① 取組期間及び前年同期間の、原則 3 ヶ月間の CO₂排出量の報告であること。

- ② CO₂排出量に関連する全てのデータの報告期間は、取組期間と同じであること。
- ③ CO₂排出量総量及び原単位の、月別及び期間計の双方を報告すること。
- ④ 支援報告書で報告した支援内容との整合性が取れていること。
- ⑤ 特に効果のあった取組を明記すること。
- ⑥ 取組及び支援と、CO₂排出量の増減を関連付けた報告とすること。
- ⑦ 具体的な記載内容であること。

10. 補助事業者による間接補助事業者に対する指導監督

補助事業者は、本事業の実施期間において、間接補助事業者に対して、参加事業者の申込状況、支援の進捗状況、支援相談人の報告内容等について、適宜、確認を行うとともに、問題が生じた場合は、是正を指導する。また、補助事業者が必要であると判断した場合は、間接補助事業者に対して、監査を行う。

11. 間接補助事業者による支援相談人に対する指導監督

間接補助事業者は、支援の進捗状況、参加事業者の取組状況等について、適宜、支援相談人にヒアリングし、監督に努めるとともに、支援相談人に対して、必要に応じて改善等を指導する。

また、間接補助事業者は、本事業の実施期間において、支援相談人について参加事業者から苦情、要望等があった場合、及び間接補助事業者が支援相談人の支援の内容、その方法、報告内容等に問題があると判断した場合は、適宜、支援相談人に確認及び是正を指導するとともに、必要に応じて支援相談人を交代させる等の措置を取る。

附則

本規程は、平成30年5月7日から施行する。

別紙 1 間接補助金

1. 間接補助金の給付額とその内訳

間接補助金とその配分は、表 1 の通りとする。

表 1 完了した支援 1 件当たりの間接補助金及びその内訳

	支援パターン A	支援パターン B5	支援パターン B3
間接補助金給付額	150,000 円	200,000 円	13,5000 円
内訳			
間接補助事業者業務費（消費税込）	35,000 円	35,000 円	31,000 円
支援相談人コンサルタント料（消費税及び交通費込）	115,000 円	115,000 円	69,000 円
参加事業者内部人件費補填（消費税込）	0 円	50,000 円	35,000 円

2. 参加事業者が内部人件費の補填を受けるための要件

参加事業者が、内部人件費補填を受けるためには、以下の全てを満たさなければならない。

- ① 参加事業者が、支援パターン B5 又は B3 による支援を受け、規定回数の戸別訪問支援を、平成 30 年 12 月 31 日までに完了していること。
- ② 参加事業者が、支援相談人を通じて、取組期間及び前年同期間の CO₂ 排出量を、間接補助事業者に対して、平成 31 年 2 月 28 日までに報告していること。
- ③ 参加事業者が、持続的な CO₂ 排出量削減を担保するために、EMS の登録審査を平成 31 年 2 月 28 日までに申し込み、その申込の写しを、同日までに間接補助事業者に提出していること。また、EMS の登録審査を、平成 31 年 10 月 31 日までに受審することを確約していること。
- ④ 参加事業者は、平成 31 年 10 月 31 日までに EMS の登録審査を受審しなかった場合、支援パターン B5 の場合は 55,000 円を、支援パターン B3 の場合は 40,000 円を、それぞれ、国に返納しなければならない。

別紙2 間接補助事業者の評点の配点

採点項目		採点基準						最高点	重み	配点
1	EMS事務局としての活動年数	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上		5	1	5
		1	2	3	4	5				
2	担当するEMS認証・登録事業者数	100社以上 200社未満	200社以上 300社未満	300社以上 400社未満	400社以上 500社未満	500社以上		5	1	5
		1	2	3	4	5				
3	担当するEMS認証登録事業者のうち、 従業員数100名未満の事業者の割合 (%)	80%以上 85%未満	85%以上 90%未満	90%以上 95%未満	95%以上		4	5	20	
		1	2	3	4					
4	間接補助事業責任者の関連業務の 経験年数	2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上	5	1	5
		0	1	2	3	4	5			
5	間接補助事業実務担当者の関連業 務の経験年数	2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上	5	1	5
		0	1	2	3	4	5			
6	間接補助事業経理担当者の経理業務 経験年数	2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上	5	1	5
		0	1	2	3	4	5			
7	支援相談人選任方針(加点)	専門性考慮		活動地域考慮		公平性	3	2	6	
		1		1		1				
8	支援相談人説明会(加点)	集合研修の実施			電話他による随時の個別対応			2	3	6
		1				1				
9	報告の確認体制(加点)	ダブルチェック体制の確保			EMS経験者による確認			2	2	4
		1				1				
10	参加事業者獲得見込	5社未満	5社以上 10社未満	10社以上 15社未満	15社以上 20社未満	20社以上 25社未満	30社以上	5	2	10
		0	1	2	3	4	5			
11	広報チャンネル(加点)	HP	メルマガ	企業訪問	DM送付	説明会実施		5	1	5
		1	1	1	1	1				
12	自治体等との協働	連携なし	1団体	2団体	3団体	4団体	5団体以上	5	1	5
		0	1	2	3	4	5			
13	申請内容全体の実現可能性	実現可能性に疑義がある		実現可能性がある		実現可能性が高い	3	3	9	
		-5		1		2				
14	事業の理解度(加点)	CO2排出削減が第一の目的であることへの理解			EMS構築は持続的な削減を担保する手段であることへの理解			2	5	10
		1				1				
15	過去のEco-CRIP事業における、担当 事業者あたりの報告内容等に関する指 導監督回数(相対評価)	やや多い		多い		とても多い	0	10	-30	
		-1		-2		-3				
								合計	100	